

令和8年度 利用申込・受付要項

秋田県立保呂羽山少年自然の家

1 利用について

- ・保呂羽山少年自然の家は、自然の中で体験活動等の学びを提供する生涯学習のための社会教育施設であり、そのため体験活動等を実施しない宿泊のみの利用はできません。
- ・施設の開設趣旨に鑑み、学校団体による教育目的での使用予定を優先的に決めております。学校団体の利用日は、一般団体のご利用ができない場合があります。

2 利用できる方、団体について

- ・幼保子ども園、小・中学校、義務教育学校、特別支援学校、高等学校、大学等
- ・社会教育団体（子ども会、スポーツ少年団、親子レク等PTA行事）
- ・その他、自然の家所長が適当と認める団体（家族、職場や地域の団体等）

3 利用期間

- ・令和8年5月7日（木）から10月30日（金）まで日帰り及び宿泊利用の受入を行います。上記以外の期間については、出前講座のみ対応します。
- ・猛暑等が予想される7月13日（月）から8月30日（日）までは安全面から宿泊を伴う利用はご遠慮いただいております。
- ・主催事業や施設点検等のため、利用できない日があります。

4 施設利用料について

- ・18歳以上の方（高校生を除く）が施設を利用する場合は、日帰り利用は1人1日200円、宿泊利用は1人1泊820円（2泊3日の場合は1,640円）の使用料を徴収しております。
- ・使用料には減免の制度があります。使用料および減免について詳しくは3月下旬にホームページに掲載予定の「利用の手引き夢のアトリエ」をご覧ください。

5 その他

- ・施設は、他の団体と共同で利用していただく場合があります。特に利用団体が多い日は、活動プログラムにも制限が生じます。
- ・季節要因などにより、活動プログラムに制約が生じる場合があります。
- ・現在、天体ドームの使用を休止しているため、天体ドームを使用した星座観察はできません。